

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和6年2月6日 第36号
件 名	文京区のまちづくりの定義を明確にし、災害に強いまちづくりにも資するような「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討を求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹介議員	千 田 恵美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建 設 委 員 会

## 請願理由

文京区には他の自治体にあるような総合的な「まちづくり基本条例」がありません。しかし、今、文京区に必要なのは区民のまちづくりに対する熱意や意欲を受け止めた上で、それをしっかり支え、協働で実現につなげるための行政上のステップをきめ細かく丁寧に整えることであり、「文の京」まちづくり基本条例（仮称）はそうした区民をサポートする役割（注1）を担うことも想定しています。

一方、想定を遥かに超えた自然災害を巡り、災害に強く、被害を最小に抑え、さらに復興まで、地域の力を強め、住民参加のまちづくりを根底で支える「まちづくり基本条例」も求められていると考えます（注2）。

全国市区町村の既存の「まちづくり基本条例」や関連条例・要綱等を詳細に調べ、まちづくりの「理念」や「定義」「将来都市像」の描き方、防災・減災まちづくり施策の盛り込み方等を含め、「文の京」にふさわしい条例をつくることが区民の最善の利益に適うと考えます。

「協働・協治」の理念に則り専門家や区民による検討を十分に行い、まちづくりに参画する主体としての区民の位置づけを明確にした上で、区民と開発事業者との関係を調整する区の役割も明記することを通じて文京区の総合的なまちづくりに資する基本条例の制定を検討するよう区に働きかけて頂きたい、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

（注1）例えば文京区民が世田谷区の「成城憲章」のような地域のまちづくりの基本理念を共有する「憲章」を作ろうと思っても、現在の「文の京」総合戦略や区の要綱等において、その動きを支えるような制度も仕組みもありません。また、港区にあるような「地区まちづくりビジョン」の登録制度や「地区まちづくりルール」の認定制もありません。

（注2）平成23年3月に発生した長野県北部地震で震度6強の本震に続いて同6弱の余震に立て続けに見舞われた栄村では地震による直接的な犠牲者はゼロでした。報道による分析によると、その理由は「特別豪雪地帯ならではの隣近所との強い結びつきによる村民同士の助け合い精神と、地震の3年前から行っていた防災訓練」（産経新聞2021/3/13）とされています。「災害に強く、被害を最小限に抑えられる」まちづくりは単にハードを整備することを意味するものではなく、区・町会・自治会・まちづくり協議会という重層的・多層的な「結び付き」と「訓練」等のソフト面の充実が欠かせません。

## 請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、「マスタープラン」や「総合戦略」の見直しと併せ、まちづくりにおける防災・減災機能の強化の方向性も盛り込みつつ、他の自治体に見劣りしない安全・安心な住環境や子育て・教育環境の充実・強化など令和の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を検討してください。